令和　　年　　月　　日

　　東京都北区長 殿

所在地

会社名

代表者　　　　　　　　　　　印

参加表明書

北区DX推進アドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザルについて、プロポーザル公募要項に基づき、必要書類を添えて参加の希望を表明します。

なお、提出する全ての書類に記載した内容は、事実と相違ないこと及びプロポーザルの参加資格を有していることを誓約いたします。

記

１　件　名　　北区DX推進アドバイザー業務委託

２　連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者所属 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メール |  |

３　プロポーザル参加資格

|  |
| --- |
| 整理番号 |
|  |

(１)北区での競争入札参加資格を有していること。

(２)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(３)東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年３月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。

(４)経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。

(５)役員等に拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。

(６)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号、略称「暴力団対策法」）第２条に規定する者でないこと。

(７)本業務を担当するチーフとなるアドバイザー候補者を、事業が完了するまで引き続き従事させることができること。

(８) プロポーザル参加者が、契約締結までの間に上記（１）から（７）に規定する参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

４　提出書類

　　　提出する書類の□にチェックし、本書とあわせて電子メールにて提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | | 提出書類 | 部数 |
|  | １ | 参加表明書（様式１）（本書） | １　部 |
|  | ２ | 会社概要（様式２） | １　部 |
|  | ３ | 秘密保持誓約書（様式３） | １　部 |
|  | ４ | 会社の概要がわかる資料 | １　部 |
|  | ５ | 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む） | １　部 |